

松生 建先生―その人と学問

吉 中 信 人

松生建先生は平成二七年三月末日をもって広島大学を退職された。現在は、広島大学名誉教授として、地元に戻り、引き続き研究生生活を送られているが、広島大学においては、通算一一年間の教員生活の中で、教育、研究および大学行政に対して多大な貢献をなされた。先生の退職は残された者にとって誠に寂しい限りであるが、これらの方面の先生の功績を紹介しつつ、先生に感謝の意を表したいと思う。

松生先生は、昭和四八年三月に熊本大学を卒業後、同大学大学院法学研究科に進学され、学部時代からの指導教官であった田中久智教授の下で刑法の研究を継続された。その後九州大学大学院法学研究科博士課程に進学され、井上祐司教授を指導教官として、引き続き刑法研究を専攻された。その後昭和五八年三月に同大学院を単位取得退学された後、同大学助手を経て、昭和六二年四月に海上保安大学の講師として赴任され、その後助教教授を経て、平成一三年四月より、同大学校教授となられ、主に法哲学の教育・研究に携わられた。そして、平成十六年、刑法担当教授として広島大学法学部に着任され、以来、広島大学において、刑法の教育・研究に携わられ、その優れた幅広い学識と高潔な人格及び粘り強い指導力を発揮して、多くの優れた人材を、行政、法曹、実業界や学界に送り出された。

とりわけ教育面においては、松生ゼミには、博学で哲学的な先生の学風を慕って、多くの学生が毎年集まり、刑法解釈論はもとより、その枠におさまらない、例えば魔女裁判の研究などといった多彩な分野をテーマとして、自由闊

達な議論が繰り広げられた。学部ゼミでは、奇をてらうことのないオーソドックスなスタイルで、基本概念の習得に力を入れるとともに、学生には第一審から裁判書を丁寧に解説することを指導されるなど、判例研究を重視されていた。大学院のゼミでは、邦語文献はもとより、英語文献および独語文献を購読されていたが、ご専門の独語文献については、とりわけ高度なテキストの精読を行われていたと聞いている。このように、教育面では、学問的妥協を許さない高度で厳格な姿勢を貫かれたが、その厳しさは学生・院生への愛情に裏打ちされたものであった。彼らからの相談にはいつも親身に対応されており、仕事の手を休め、引きこもりがちの学生のアパートまでわざわざ訪ねにいかれることもあったようである。そうした甲斐もあり、精鋭の刑法学者を世に送り出されたほか、東京大学を含む法科大学院にも多くのゼミ生を送り出されている。

学界及び社会においては、中四国法政学会事務局、瀬戸内刑事法研究会理事を務め、中四国地方の学問研究の発展に重要な役割を果たされた。また、矯正研修所広島支所講師、広島刑務所視察委員会委員長、広島県立病院における各種委員会委員を務めるなど、社会や地域に対しても大きな貢献を果たされた。

このような松生先生のお人柄は、同僚はもちろん、学生達からも大変親しまれるものであった。瀬戸内刑事法研究会などを通じて、既に長らく親交があった私は、先生の御着任を大いに喜んだことを覚えている。当時、広島では、甲斐克則教授の主催する広島医事法研究会や少年法研究会なども、非常に自由な雰囲気の中で盛んに行われており、松生先生は、研究会はもちろん、毎回の懇親会の常連でもあり、その際には、私の仕事上の悩みや愚痴を、いつもあたたかく受け止め、あの朗らかな笑みを浮かべながら聞いていただいたものであった。先生は、お酒は好きな方であるが、決してお酒に飲まれるようなことはなく、いつも楽しいお酒の席であった。そのようなお人柄の先生のご趣味は、山登りであるという。残念ながらあまり詳しくご趣味の話はうかがえなかったが、先生は、いつも研究室のあ

る六階まで、階段を利用されていた。山登りで鍛えた健脚からすれば、そのくらいは朝飯前であったのだろう。

そして、先生の学問は、そんな人間味溢れるお人柄と切っても切り離せないように感じられる。ご専門であるヘーゲル哲学について正確に論及することは、無学な私の能力をはるかに超えるものであるが、先生はいつも、「相互承認」ということを言っておられた。「ヘーゲルは言う『法の命令はこうである。一個の人格であれ、そして他の人々を人格として尊敬せよ』(Rph. §36)」（松生建「ヘーゲルの市民社会論における犯罪と刑罰（一）」海上保安大学校研究報告第四十三巻第二号（平成十年）五頁）。いくら高尚な哲学の内容を諳んじることができても、日常の行動や態度がそれとかけ離れていけば、決して人は彼女に敬意を持つことはできないだろう。先生は正に言行一致の人であった。ヘーゲル哲学を自らの血とし、肉として、意見や考え方の異なる他者をも、一個の人格として尊敬できる度量の広い人格の持ち主であった。例えば、私自身は、ヘーゲルが前提としている、人間を自由で理性的な存在とし、刑罰の正当化根拠を自由に求めるといふ立場には、生意気にも、今でも少なからぬ疑問も持っているのであるが、これは、きつと自らの不勉強と理解不足によるものなのであろう。先生は、ずいぶんと年下の私に対しても、対等な研究者として接してくださり、また、こうした未熟な私の意見に対して必ずしも賛成されない場合でも、頭ごなしに否定されるということとは皆無であり、考え方の違いをむしろ楽しんでおられるようにさえ思えた。そして、松生先生と楽しく会話をしたところのある者なら必ず聞いたことがある、「あなたねえ」という甲高いお声の枕詞から繰り出される論理的でシャープな論評には、いつも結局は得心させられるのであった。この口癖は、今でも私の耳について離れることがなく、ときどき学生にモノマネをするとなかなか評判が良かったのだが、もうそれを喜んでくれる松生ゼミの学生もいなくなるかと思うと、少し寂しい思いがする。

先生が、この人間の自由を前提とするヘーゲル哲学に魅せられたのは、学問を学んでこられた環境と、その頃の時

代思潮というものが少なからず影響していたものと思われる。この頃のいわゆる全共闘世代では、学生たちの間で、自由とは何か、国家とは何か、学問とは、といった議論が盛んに行われており、そうした雰囲気の中で、先生は、学部学生時代から、ルソー、ヘーゲル、マルクスなどの哲学書をほとんど読破されていたとかがっている。また、当時は、触法精神障害者に対する保安処分導入の是非をめぐり、刑法の全面改正作業が行われていた時期とも重なるが、これに反対する医学部学生の友人に誘われて勉強会に参加されたことが、刑法学を本格的に研究されるきっかけになったことである。この時代に得られた様々な問題意識が、その後の先生の法哲学研究および刑事法研究を推し進める中核になったであろうことは疑いが無い。研究者としてデビューされた際の研究テーマが、危険犯であったことは、市民の基本権保障と国家刑罰権行使の限界について、先生が早くから「危険」という概念に着目されていたことを窺がわせる。それから数十年を経てようやく、いわゆるリスク社会論をめぐって、危険犯概念に現代的観点から新しい光が当てられることになるが、早くからこの領域の基礎的研究をもにされていたことは、正に卓見であったというほかない。そして、この研究は、後に、ヘーゲル市民社会論における「社会にとつての危険性」という問題の指摘に繋がっていくのであろう。そして、松生先生の学問は、抽象的な領域にとどまらず、そこを超えて現実社会における法のありかたにも及び、ヘーゲルの陪審制度論やわが国の裁判員制度に関する先駆的で優れた著作を発表されるなど、地に足の着いたもので、いわゆる机上の空論ではありえなかった。広島大学で長く講義された一年生向けの「刑事法原論」においても、決して抽象的な議論を振り回すことなく、こうした裁判員制度等を通じた身近で分かりやすい講義を行われ、学生たちの評判もすこぶる良いものであった。

以上のように、松生先生の専門領域は、大きく分けると、前期の危険犯に関する研究と、後期のヘーゲル研究に分けられるが、犯罪とは何か、刑罰とは何か、といった根源的で本質的な点を常に追究しようとされていた点では、一

貫したものであった。その学風は、時流を追って次々と論文を量産するといったような、決して派手なものではないが、手堅い手法で丹念に難解なテキストを読みこなし、多くの者が表面的にしか知らない、あるいは誤解しているような考え方に対して、研究者として、正鵠を射る一矢を放たれるかのごとくであった。例えば、一般にはその抽象法レベルで単純に言及されることの多い価値同害報復的なヘーゲルの刑罰論を、市民社会論の解説から、その新たな性格を指摘し、改善的な視点の可能性をも示唆されるなどは、当時まだ駆け出しの研究者であった私にとっても大変に刺激的な視点であった。こうした溢れる学識を、むしろ謙抑的に自己規制し、堅実に絶えざる点検を加えて、絞り出された寡作へと向かわれるその学風は、学者の学問への対峙の仕方という一つの哲学的姿勢に関わるものであるが、玄人好みの研究スタイルであったと思う。

以上に述べた松生先生の「人と学問」は、私が松生先生及びその著作に触れて感じたことのほかに、広島大学の同僚や指導を受けた学生（卒業生）の皆さんからうかがった話をもとに私の責任でまとめたものである。いちいちご芳名を挙げることはしないが、それらの方々に感謝申し上げたい。最後に、私の数々の非礼・無礼をあたたく許してください。くださったことや、これまでの松生先生のご指導とご厚情に感謝申し上げます。今後の先生のご研究のますますの発展と先生のご多幸、ご健勝をお祈り申し上げます。